

工. 居室分布

平均評点に施設間の差はないが、分布状況に差あり

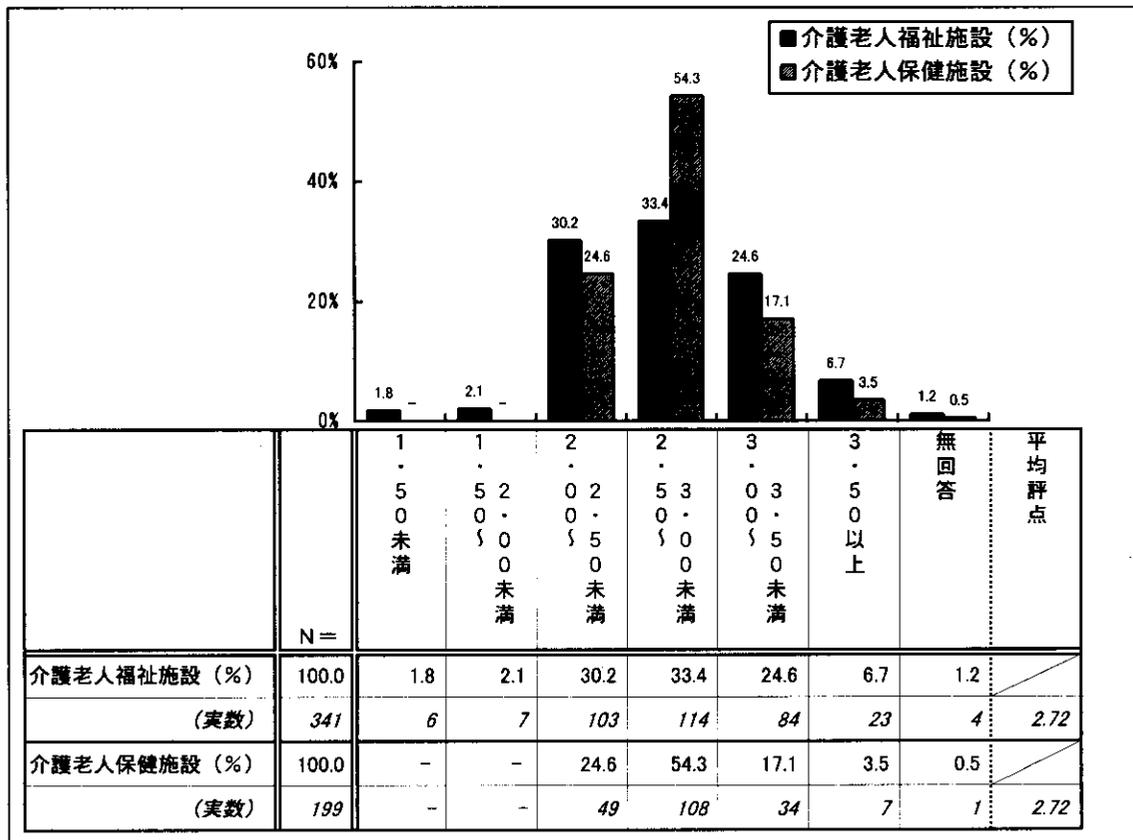
施設における居室の定員構成を把握するため、下記のような評点換算を行った。

評点換算方法：「(「6人以上」+「4～5人」×2+「2～3人」×3+「1人」×4)÷居室総数」

(評点が4に近いほど、「定員の少ない居室」が多い施設であることを表している)

平均評点は両施設共 2.72 で同一だが、分布をみると、介護老人福祉施設では 2.00～3.50 未満にかけて、おおむね均一的に分布しているのに対し、介護老人保健施設では「2.50～3.00 未満」が過半数 (54.3%、介護老人福祉施設では 33.4%) を占めており、平均評点周辺への集中傾向が高くなっている。

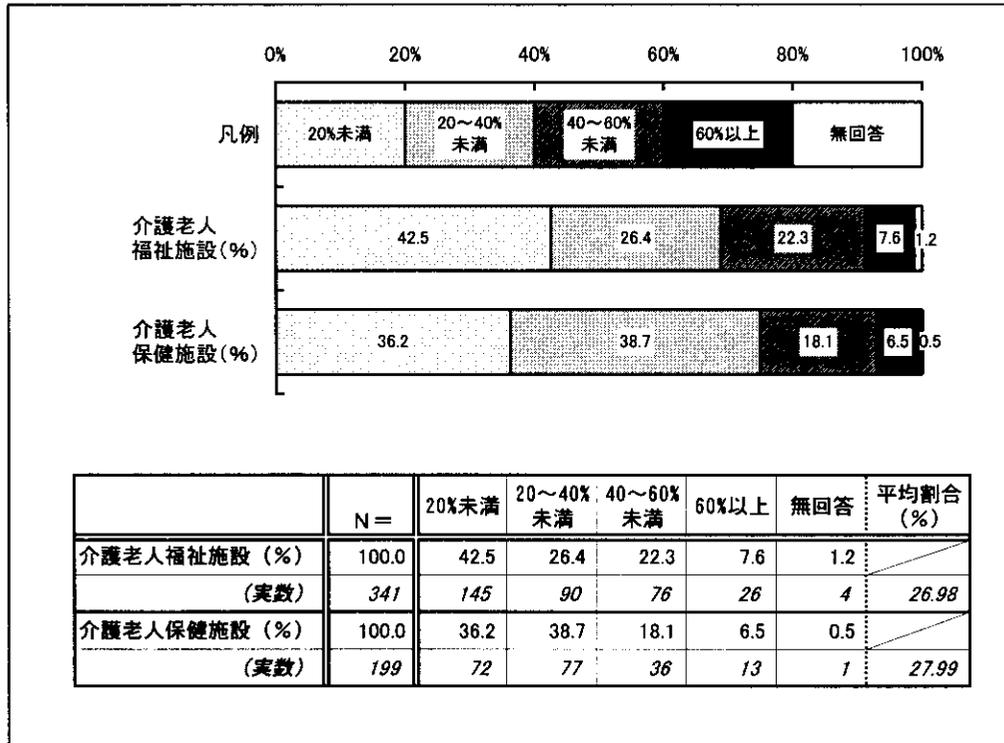
図表 2-2-9 居室分布



一方、全居室数に占める「1人部屋」の占める割合をみると、介護老人福祉施設では、「20%未満」(42.5%)が最も高く、1人部屋の占める割合が高くなるほど施設の割合は低くなっている。

介護老人保健施設では、「20%未満」(36.2%)と「20~40%未満」(38.7%)がほぼ同じ割合となっている。

図表2-2-10 全居室数に占める「1人部屋」の占める割合



オ. 利用者分布

介護老人福祉施設において要介護度の高い利用者の割合が高い傾向

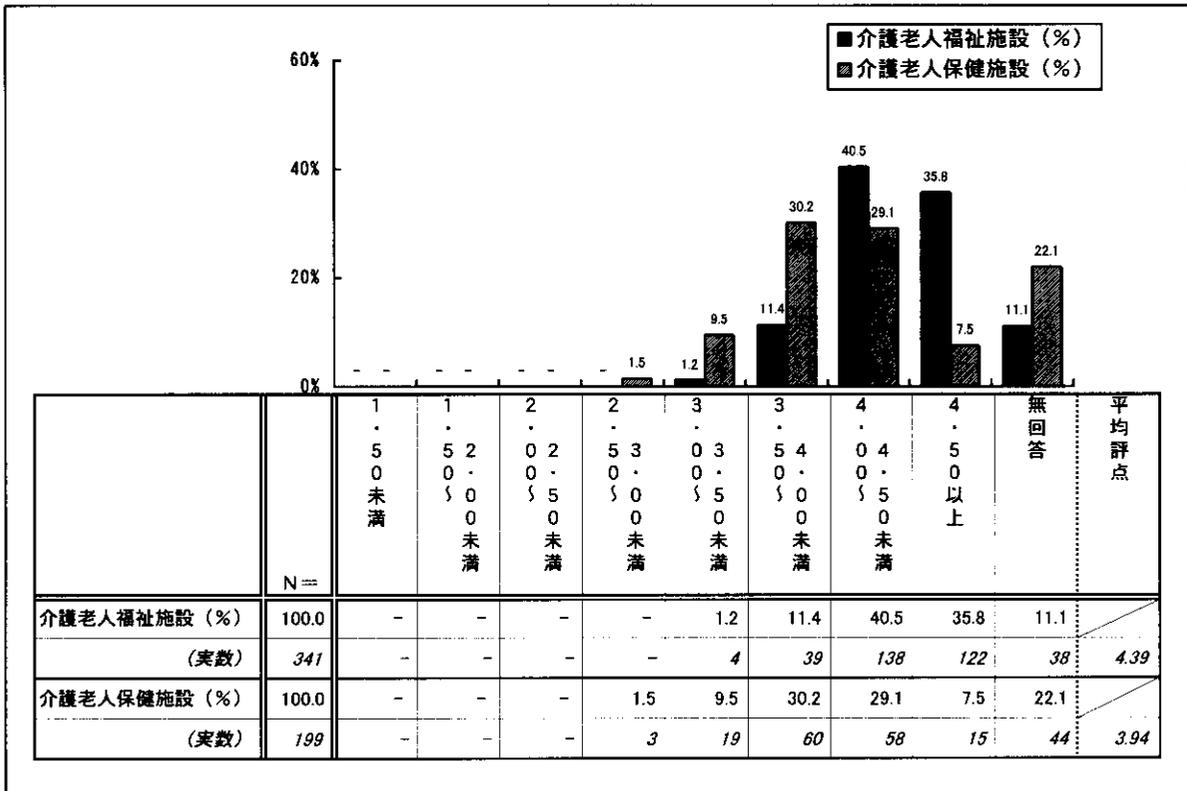
施設における利用者の要介護度の分布を把握するため、下記のような評点換算を行った。

評点換算方法：

$$\frac{(\text{「要支援」} + \text{「要介護度1」} \times 2 + \text{「要介護度2」} \times 3 + \text{「要介護度3」} \times 4 + \text{「要介護度4」} \times 5 + \text{「要介護度5」} \times 6) \div \text{利用者総数}}{\text{評点が6に近いほど、「要介護度の高い利用者」が多い施設であることを表している}}$$

介護老人福祉施設の平均評点は4.39、介護老人保健施設の平均評点は3.94であり、介護老人福祉施設のほうが、要介護度の高い利用者が多い傾向にある。

図表 2-2-11 利用者分布

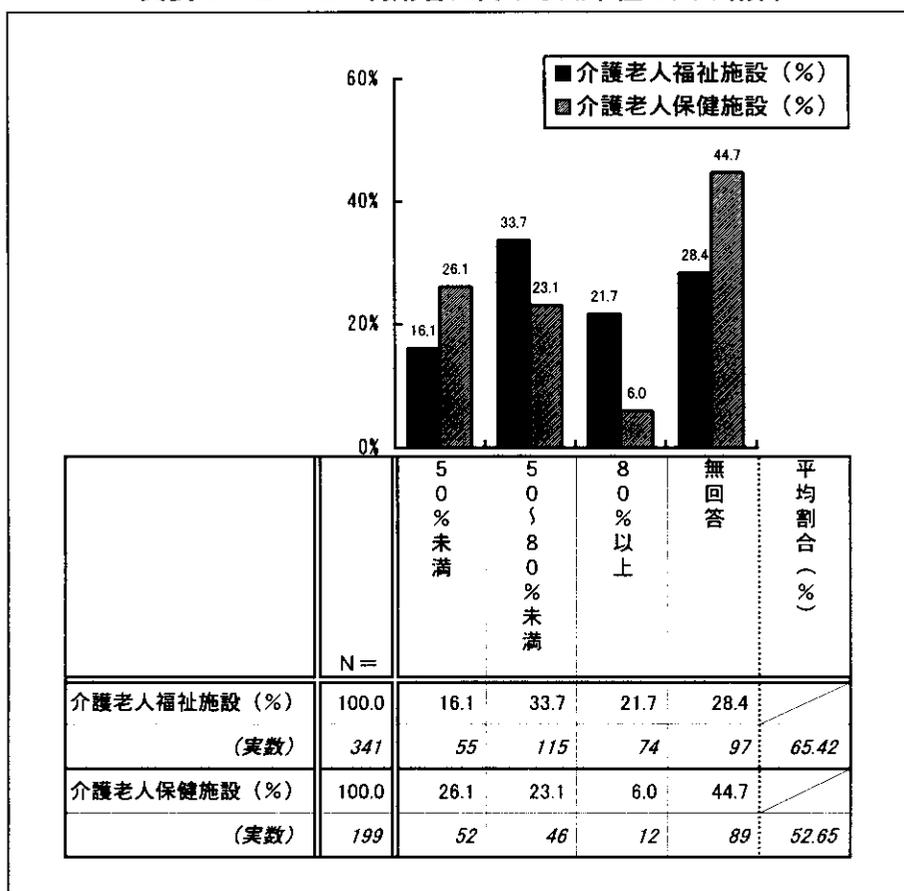


カ. 利用者に占める痴呆性老人の割合

介護老人福祉施設において痴呆性老人の占める割合が高い傾向

利用者に占める痴呆性老人の割合について、介護老人福祉施設での平均割合は65.42%、介護老人保健施設での平均割合は52.65%であり、介護老人福祉施設において痴呆性老人の占める割合が高い傾向にある。

図表2-2-12 利用者に占める痴呆性老人の割合



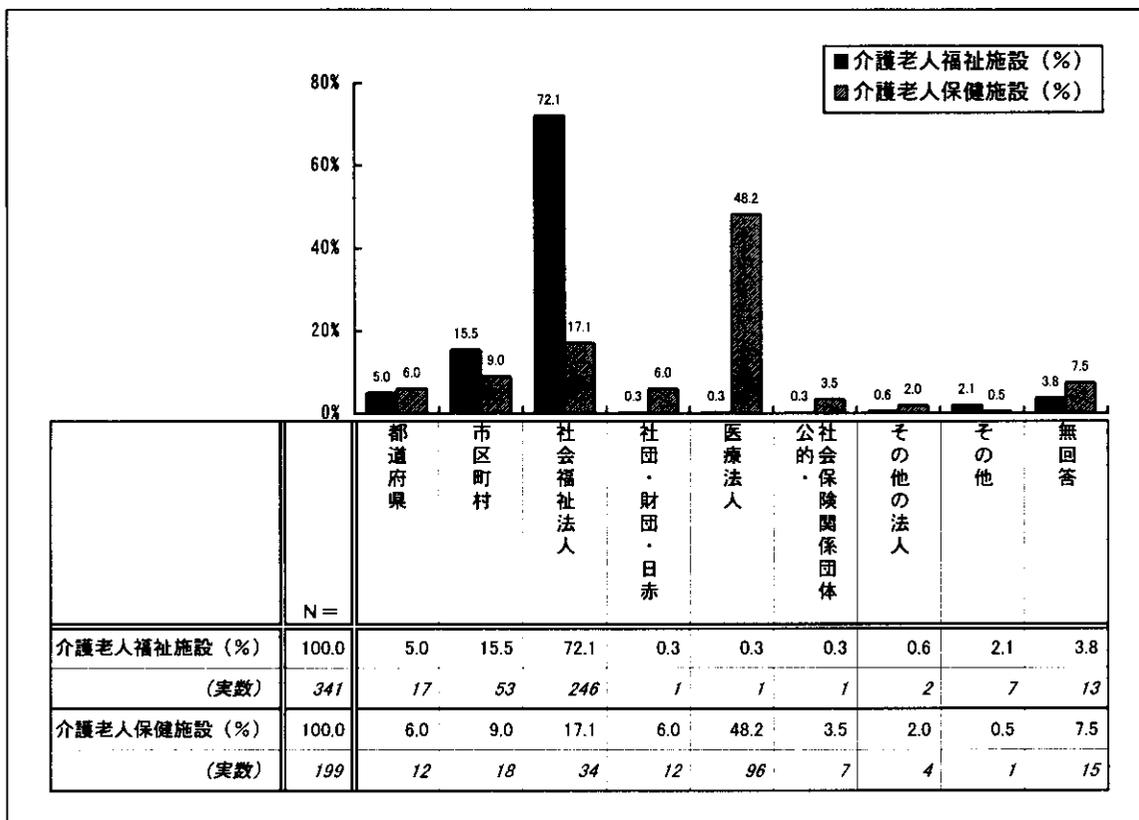
キ. 設置主体・経営主体

設置主体・経営主体共に、介護老人福祉施設では「社会福祉法人」、介護老人保健施設では「医療法人」「社会福祉法人」が多い

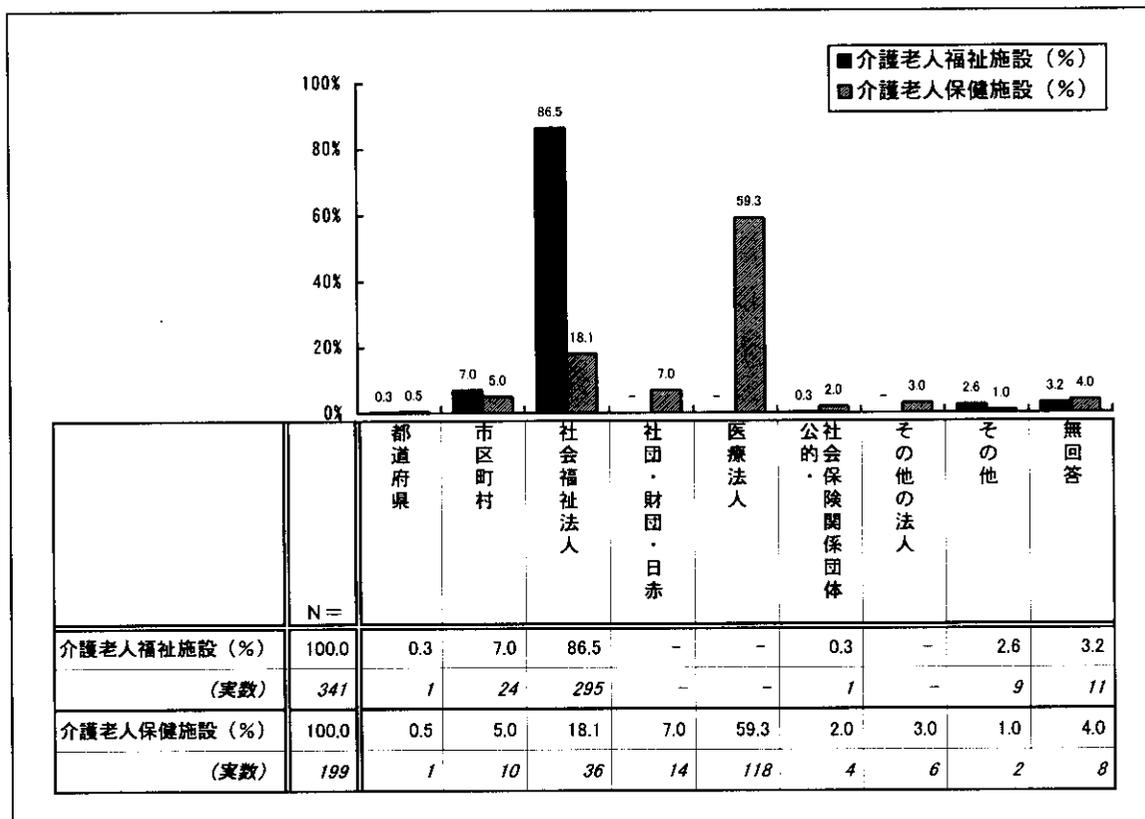
設置主体について、介護老人福祉施設は「社会福祉法人」(72.1%)の割合が最も高い。次に「市区町村」(15.5%)が続いているが、ほかは1割に満たない。介護老人保健施設では、「医療法人」(48.2%)の割合が最も高く、「社会福祉法人」(17.1%)がそれに続いているが、ほかは1割に満たない(図表2-2-13)。

経営主体について、介護老人福祉施設は「社会福祉法人」(86.5%)が突出しており、ほかは1割に満たない。介護老人保健施設では、「医療法人」(59.3%)の割合が最も高く、次いで「社会福祉法人」(18.1%)となっているが、ほかは1割に満たない(図表2-2-14)。

図表2-2-13 設置主体



図表 2-2-14 経営主体



ク. 職員構成

①定員数に対する常勤職員数の割合

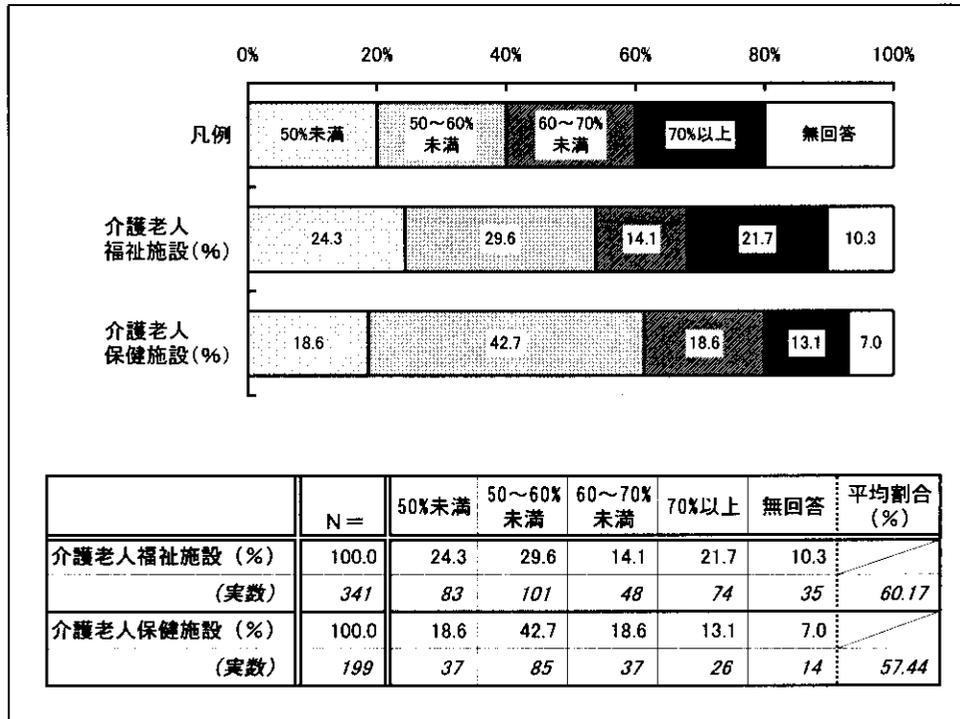
平均割合は、両施設共にほぼ同じであるが、分布状況に差あり

定員数に対する常勤職員数の割合について、介護老人福祉施設では、「50～60%未満」(29.6%)がやや高めているが、「50%未満」(24.3%)、「70%以上」(21.7%)も2割を超えており、広く分布している様子がわかる。

介護老人保健施設では、「50～60%未満」が42.7%と著しく高く、ほかは10%台にとどまる。

平均割合では、介護老人福祉施設で60.17%、介護老人保健施設は57.44%とほぼ同じである。

図表2-2-15 定員数に対する常勤職員数の割合



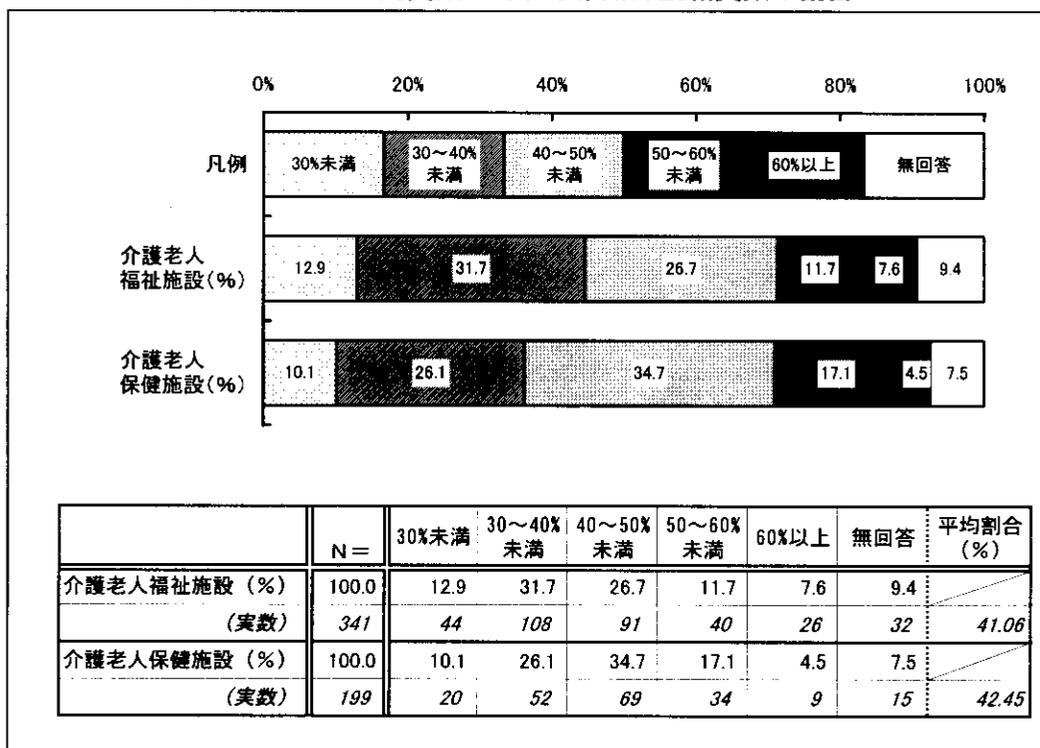
②定員数に対する常勤介護職員数の割合

両施設共、ほぼ6割の施設が30～50%未満の間に分布。平均割合もほぼ同じ

定員数に対する常勤介護職員数の割合について、介護老人福祉施設では、「30～40%未満」(31.7%)が3割を超え、「40～50%未満」(26.7%)がそれに続いている。介護老人保健施設では、「40～50%未満」(34.7%)が3割を超え、「30～40%未満」(26.1%)がそれに続いている。

両施設共、ほぼ6割の施設が30～50%未満の間に分布しており、平均割合もほぼ同じである(介護老人福祉施設で41.06%、介護老人保健施設で42.45%)。

図表2-2-16 定員数に対する常勤介護職員数の割合

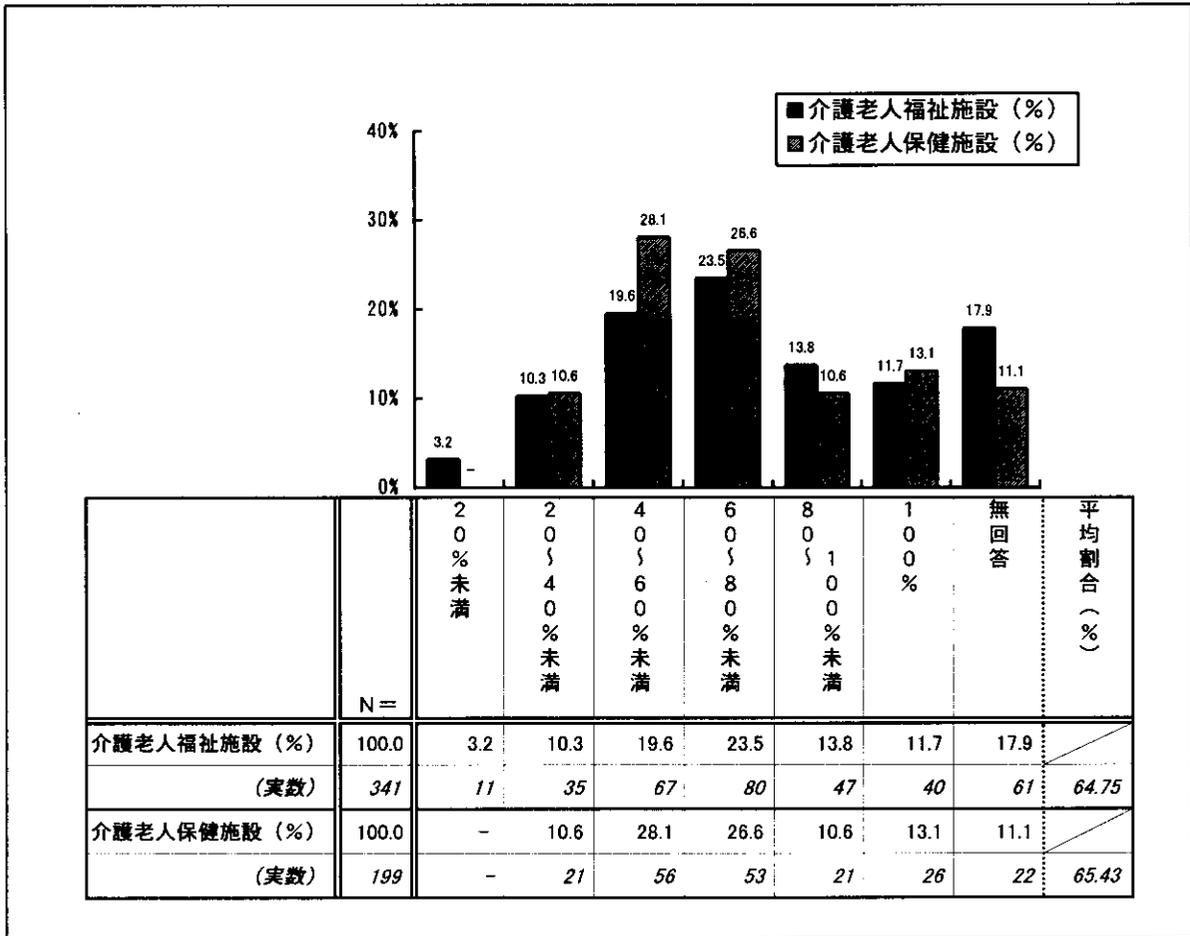


③介護職員に占める専門職の割合

両施設共、「40～60%未満」「60～80%未満」が高く、平均割合もほぼ同じ

介護職員に占める専門職の割合について、両施設共、「40～60%未満」「60～80%未満」が高くなっており（それぞれ、介護老人福祉施設で 19.6%、23.5%、介護老人保健施設で 28.1%、26.6%）、平均割合もほぼ同じである（介護老人福祉施設で 64.75%、介護老人保健施設で 65.43%）。

図表 2-2-17 介護職員に占める専門職の割合

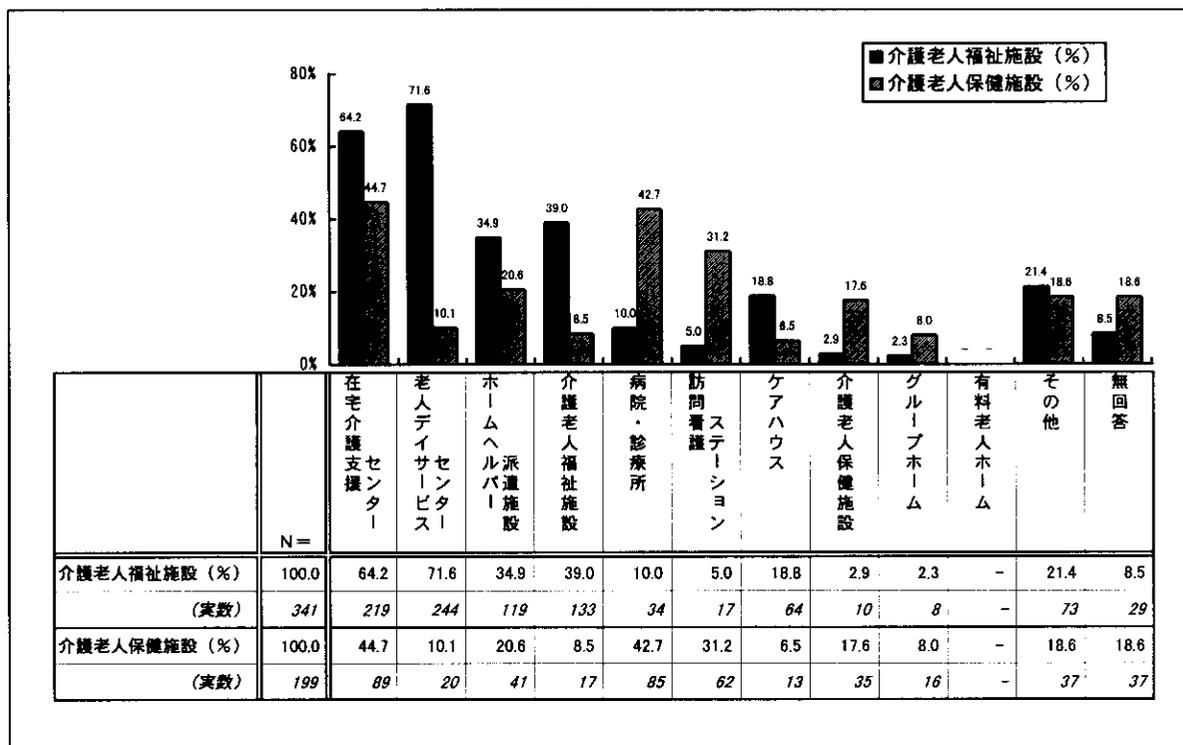


ケ. 併設施設

「在宅介護支援センター」は両施設で併設割合が高い傾向

介護老人福祉施設の併設施設で多かったのは、順に、老人デイサービスセンター（71.6%）、在宅介護支援センター（64.2%）である。介護老人保健施設では、在宅介護支援センター（44.7%）、病院・診療所（42.7%）の併設割合が高く、在宅介護支援センターは、両施設において併設割合の高い施設になっている。

図表 2-2-18 併設施設（複数回答）



b. 自己評価について

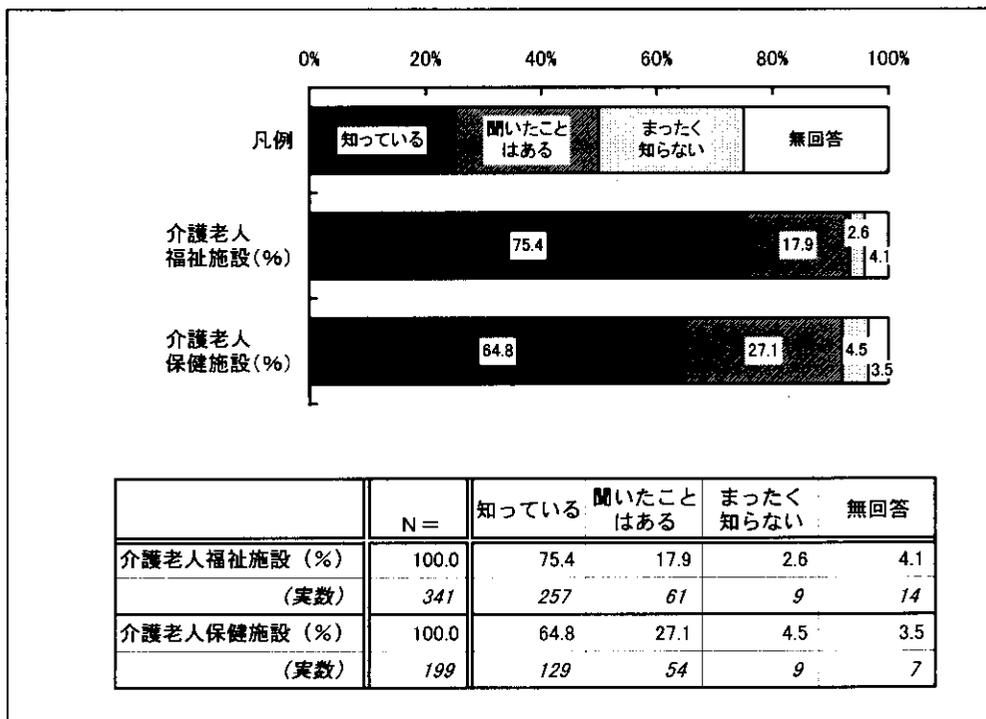
(1) (旧) 厚生省が作成したサービス評価基準に対する認知度

「社会福祉施設運営指針チェックリスト編」に対する認知度は低い傾向。特に介護老人保健施設でその傾向が強い

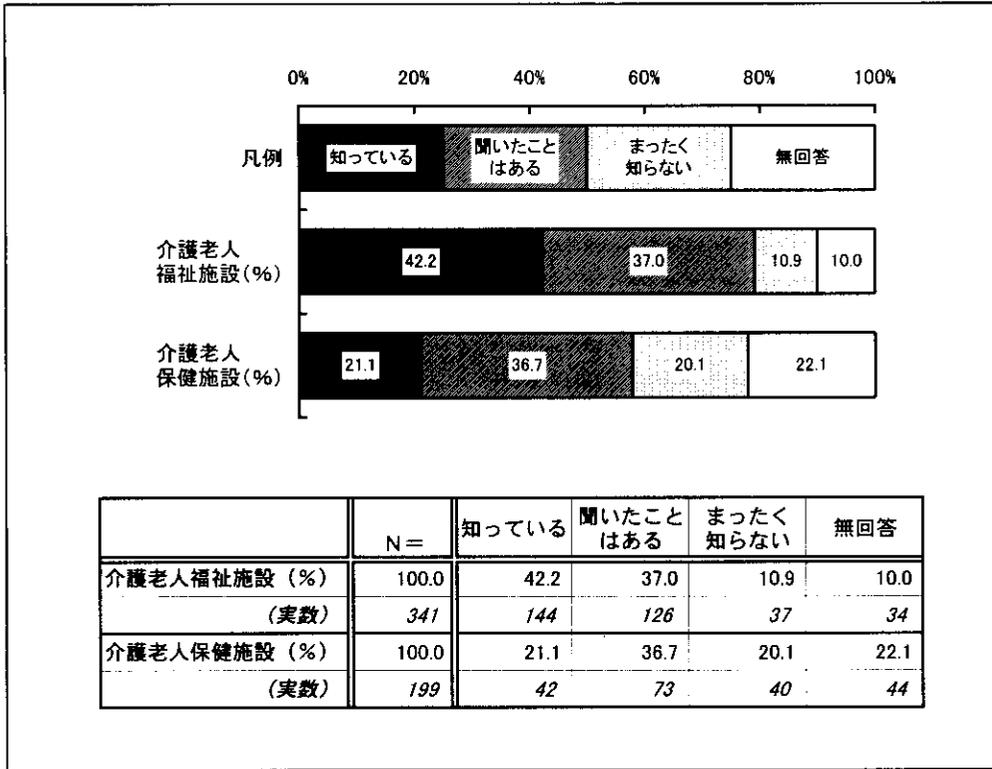
(旧) 厚生省が作成しているサービス評価基準の認知度を尋ねたところ、「特別養護老人ホーム・老人保健施設のサービス評価基準」については、「知っている」と回答した施設の割合は高く、介護老人福祉施設で75.4%、介護老人保健施設で64.8%である(図表2-2-19)。

一方、「社会福祉施設運営指針チェックリスト編」については、「知っている」の回答が、介護老人福祉施設で42.2%、介護老人保健施設で21.1%と低く、介護老人福祉施設の10.9%、介護老人保健施設の20.1%は「まったく知らない」と回答している。福祉施設に関するチェックリストであることが影響してか、介護老人保健施設で認知度が低い結果となっている(図表2-2-20)。

図表2-2-19 「特別養護老人ホーム・老人保健施設のサービス評価基準」に対する認知度



図表 2-2-20 「改訂新版 社会福祉施設運営指針チェックリスト編」に対する認知度



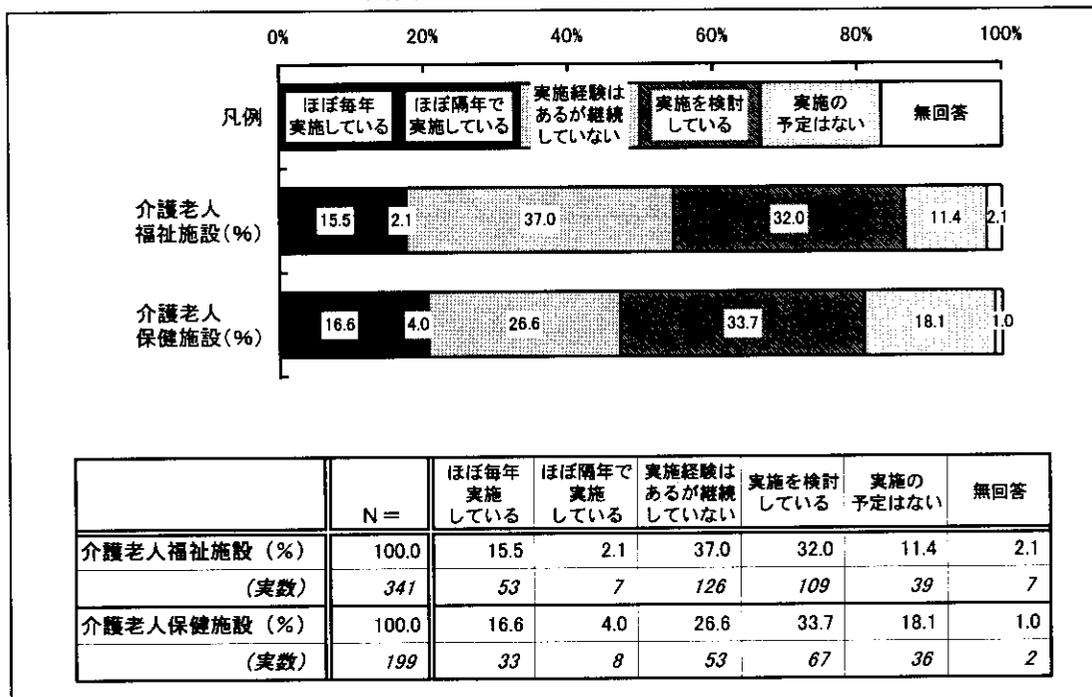
(2) 評価の実施有無

介護老人福祉施設の 54.6%、介護老人保健施設の 47.2% が評価実施経験あり

自己評価を実施しているかどうかを尋ねたところ、実施経験があるのは、介護老人福祉施設で 54.6%、介護老人保健施設で 47.2%（「毎年実施」「隔年実施」「実施あるも継続せず」の合計）、「検討中」であるのが、介護老人福祉施設で 32.0%、介護老人保健施設で 33.7%であった。

「実施の予定はない」のは、介護老人福祉施設では 11.4%だが、介護老人保健施設では 18.1%とやや高めの傾向にある。

図表 2-2-21 評価の実施有無



(3) 評価を実施している施設について

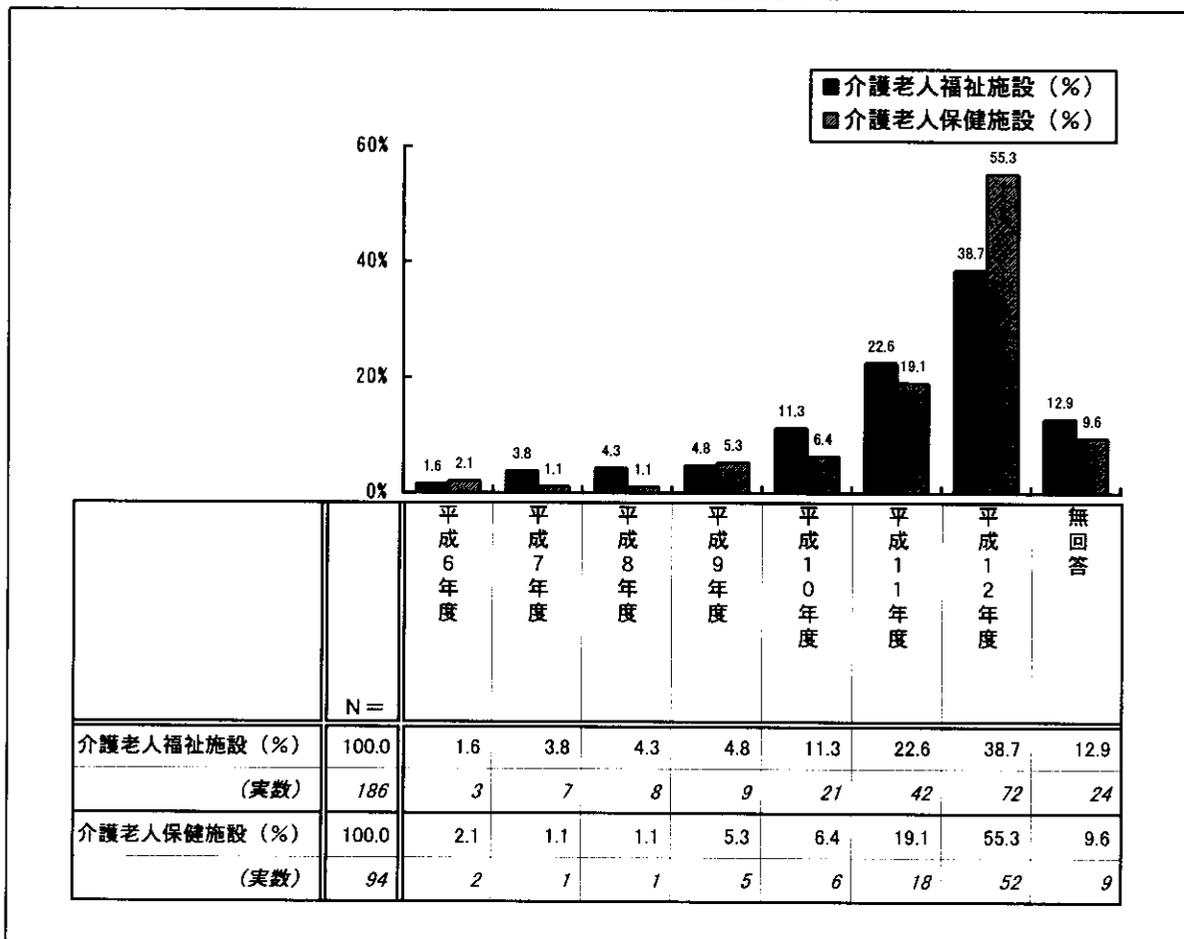
ア. 直近の評価実施時期

介護老人福祉施設の 38.7%、介護老人保健施設の 55.3%は、平成 12 年度に直近調査を実施

自己評価を実施している施設に対して、最も直近に実施した自己評価の実施時期を尋ねたところ、回答があった時期は、両施設共に平成 6～12 年度である。

直近の評価の実施時期を、厚生省によるサービス評価事業が行われていた平成 11 年度以前と回答しているのは、介護老人福祉施設で 48.4%、介護老人保健施設で 35.1%、平成 12 年度に調査を実施しているのは、介護老人福祉施設で 38.7%、介護老人保健施設で 55.3%であった。

図表 2 - 2 - 22 直近の評価実施時期



イ. 評価の実施を決めた最大の理由

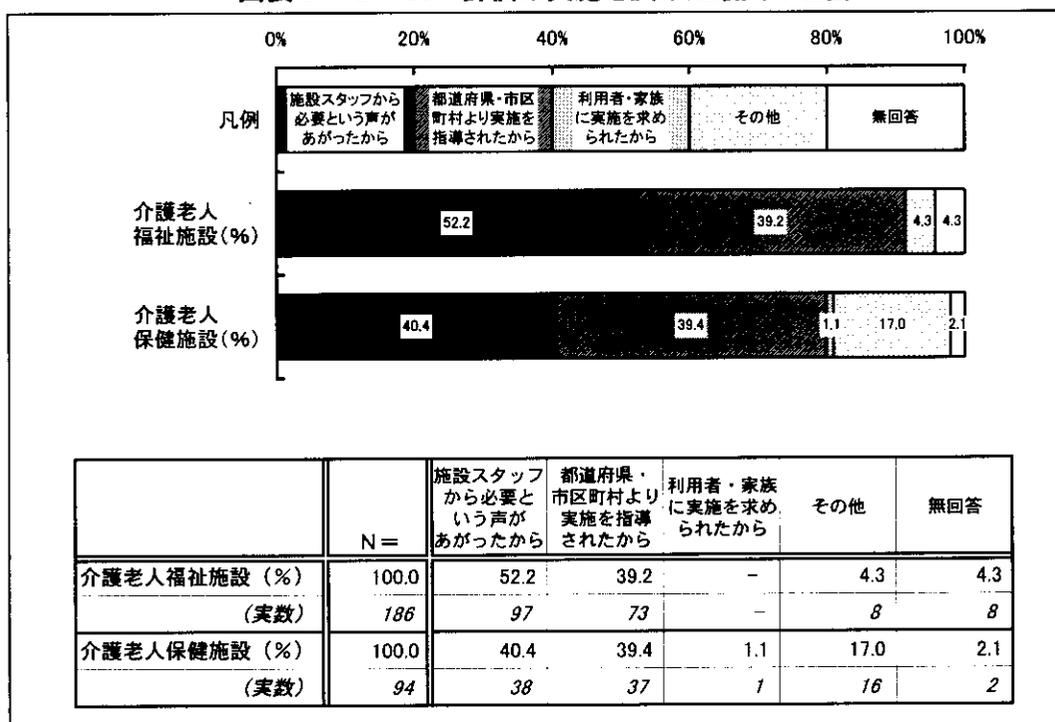
介護老人福祉施設では、「施設スタッフから必要という声があがったから」が過半数超、「都道府県・市区町村より実施を指導されたから」は4割程度。介護老人保健施設では、「施設スタッフから必要という声があがったから」「都道府県・市区町村より実施を指導されたから」が共に4割程度

自己評価を実施している施設に対して、自己評価の実施を決めた最大の理由を尋ねたところ、介護老人福祉施設では、「施設スタッフから必要という声があがったから」が52.2%と過半数を占め、「都道府県・市区町村より実施を指導されたから」(39.2%)がそれに続いている。

介護老人保健施設では、「施設スタッフから必要という声があがったから」(40.4%)、「都道府県・市区町村より実施を指導されたから」(39.4%)が、共に4割弱程度であった。

「利用者・家族に実施を求められたから」と回答したのは、介護老人保健施設の1施設のみであった。

図表2-2-23 評価の実施を決めた最大の理由

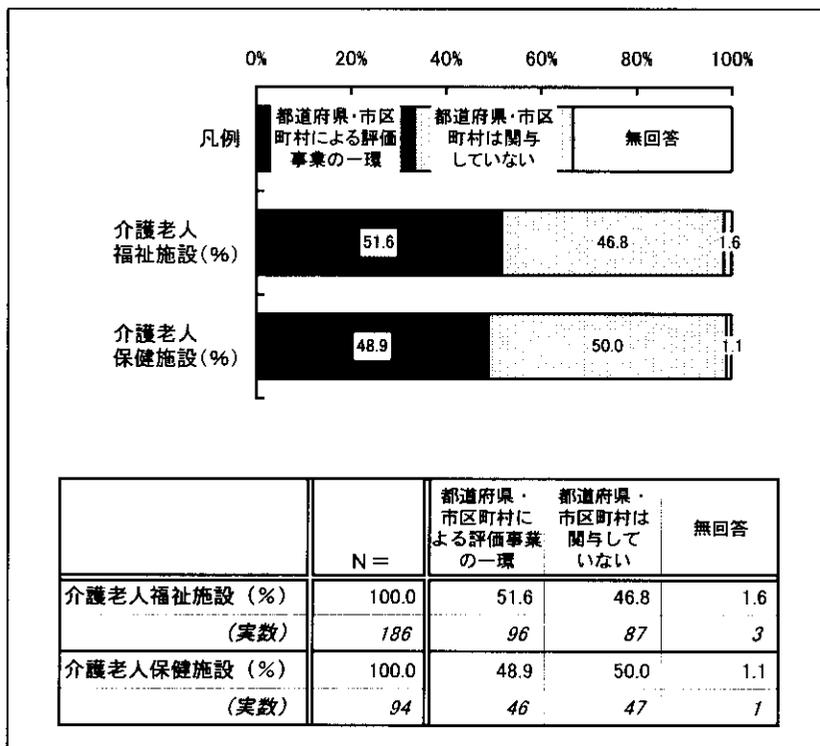


ウ. 都道府県・市区町村の関与、都道府県・市区町村への報告

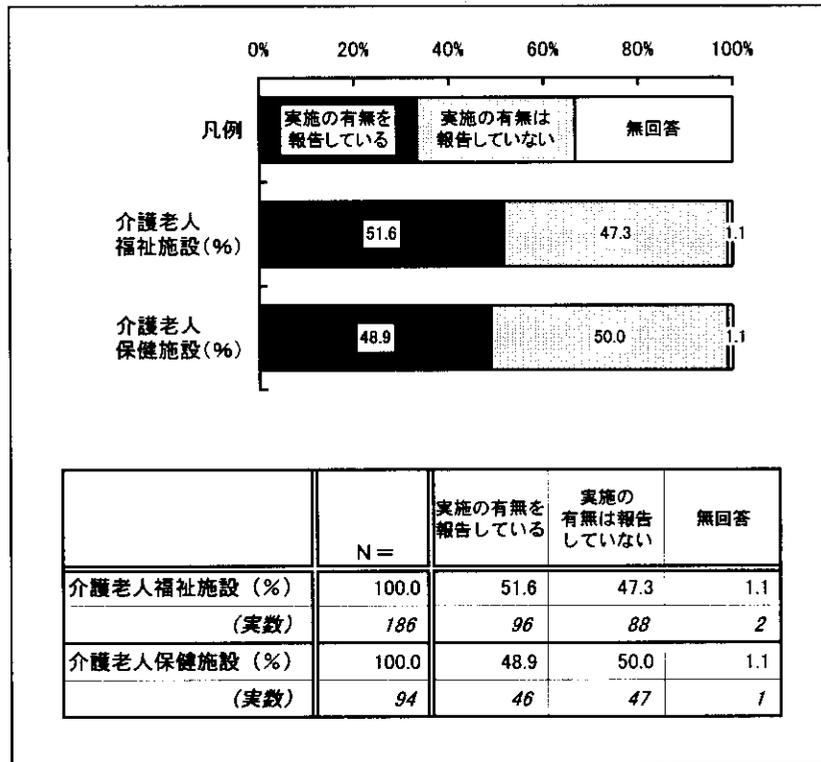
都道府県・市区町村の関与有無、都道府県・市区町村への報告有無の比率は、両施設共に、ほぼ半々

自己評価を実施している施設に対して、施設で行う自己評価が都道府県もしくは市区町村による評価事業の一環かどうか（都道府県もしくは市区町村が関与しているかどうか）、また自己評価実施の有無を都道府県もしくは市区町村に報告しているかどうかを尋ねたところ、都道府県・市区町村の関与の有無、都道府県・市区町村への報告の有無は、両施設共に、「あり」と「なし」の比率がほぼ半々となっている（「関与あり・なし」の割合は、それぞれ、介護老人福祉施設で51.6%、46.8%、介護老人保健施設で48.9%、50.0%（図表2-2-24）、「報告あり・なし」の割合は、それぞれ、介護老人福祉施設で51.6%、47.3%、介護老人保健施設で48.9%、50.0%（図表2-2-25））。

図表2-2-24 都道府県・市区町村の関与



図表 2-2-25 都道府県・市区町村への報告



	N =	実施の有無を報告している	実施の有無は報告していない	無回答
介護老人福祉施設 (%)	100.0	51.6	47.3	1.1
(実数)	186	96	88	2
介護老人保健施設 (%)	100.0	48.9	50.0	1.1
(実数)	94	46	47	1

エ. 評価のための組織作りの有無・メンバー、評価の担当者

評価のための組織作りの有無の比率は、両施設共にほぼ半々

自己評価を実施している施設に対して、自己評価の実施に際し、評価のための組織（委員会・プロジェクトチームなど）を作ったかどうかを尋ねたところ、作成有無の比率は、両施設共にほぼ半々である（「作成あり・なし」の割合は、それぞれ、介護老人福祉施設で48.4%、50.0%、介護老人保健施設で47.9%、51.1%（図表2-2-26））。

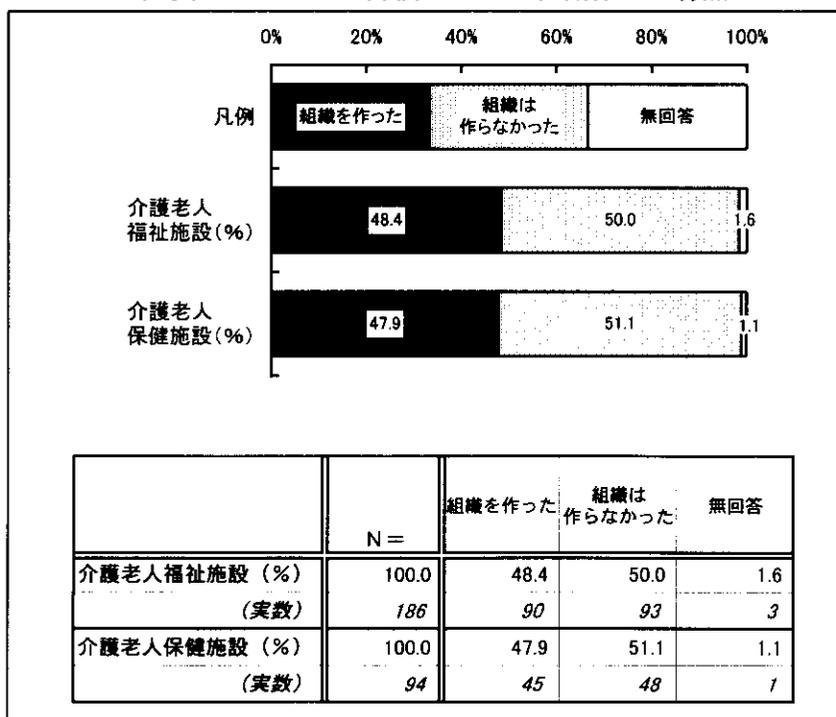
また、評価のための組織を作っている施設には、その組織のメンバーを、組織を作っていない施設には、評価の担当者を複数回答で尋ねている。

組織の構成メンバーで目立ったのは、介護老人福祉施設で、「介護福祉士」（85.6%）、「看護婦（士）」（71.1%）、「施設長」（66.7%）、「施設の管理職」（54.4%）であり、介護老人保健施設では、「看護婦（士）」（84.4%）、「施設の管理職」（77.8%）「介護福祉士」（75.6%）、「施設長」（68.9%）、「理学療養士」（55.6%）である（図表2-2-27）。

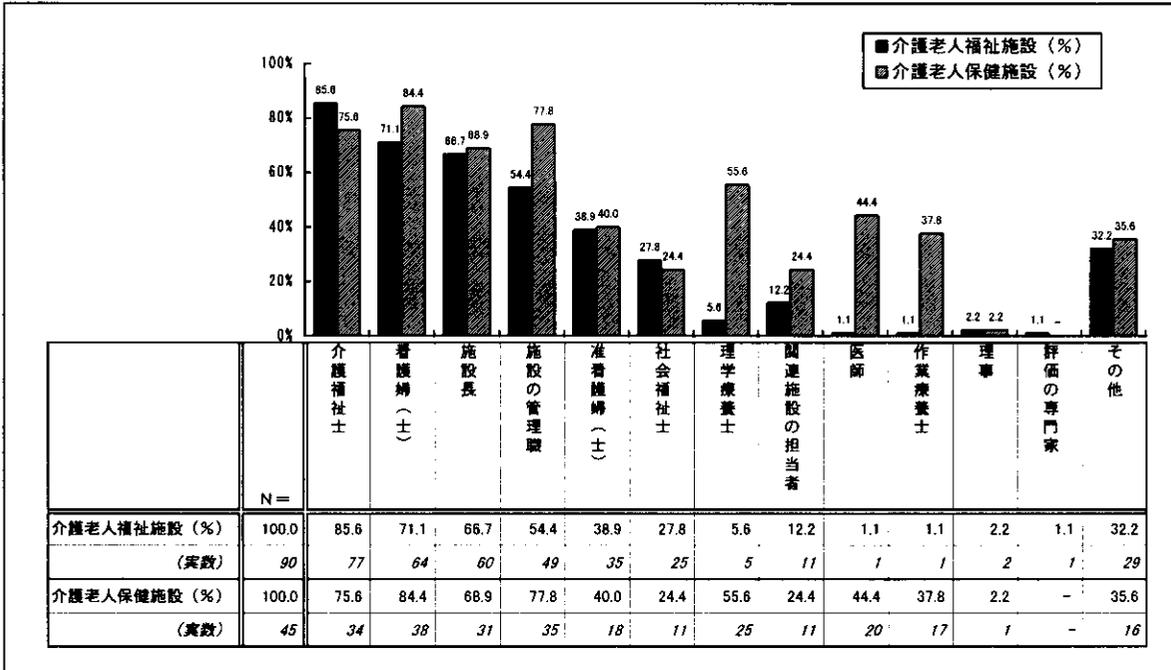
評価の担当者として目立ったのは、介護老人福祉施設では、「施設の管理職」（58.1%）、「介護福祉士」（55.9%）、「施設長」（53.8%）、介護老人保健施設では、「施設の管理職」（79.2%）、「看護婦（士）」（50.0%）であった（図表2-2-28）。

但し、このような差異は、それぞれの施設の職員の職種別構成の違いも影響していると考えられる。

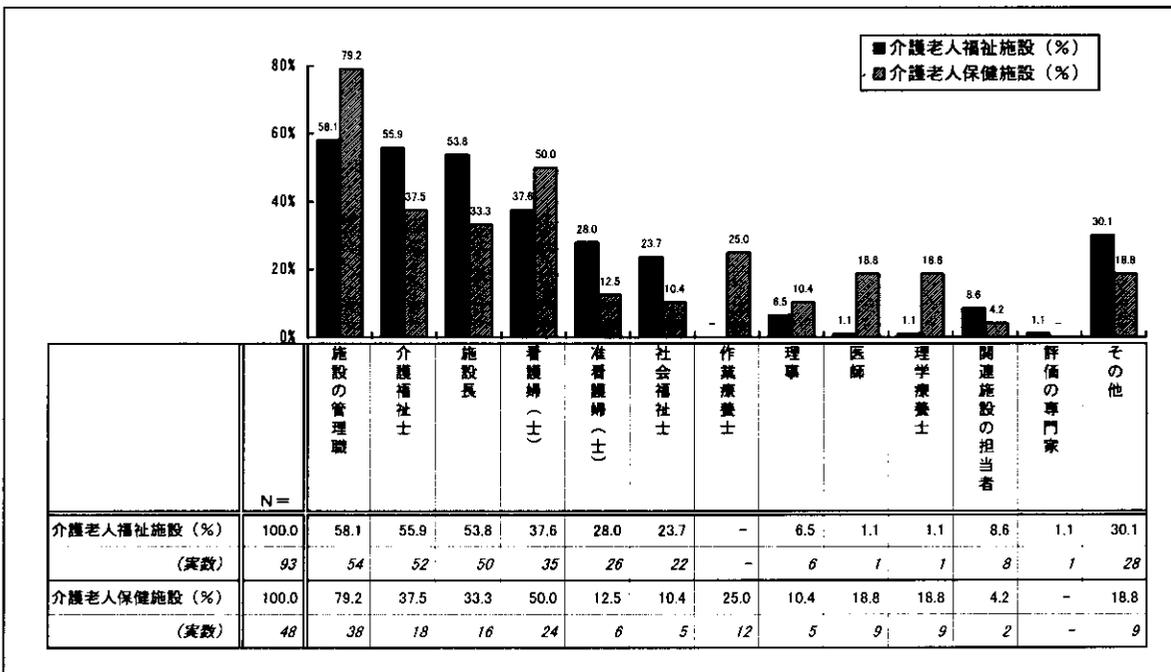
図表2-2-26 評価のための組織作りの有無



図表 2-2-27 評価組織のメンバー（複数回答）



図表 2-2-28 評価の担当者（複数回答）



オ. 評価基準

介護老人福祉施設では「(旧) 厚生省による「特別養護老人ホーム・老人保健施設のサービス評価基準」、介護老人保健施設では「(旧) 厚生省による「特別養護老人ホーム・老人保健施設のサービス評価基準」と「全国老人保健施設協会による「介護老人保健施設サービス評価マニュアル」」を使用

自己評価を実施している施設に対して、自己評価の実施に際し、使用している評価基準を複数回答で尋ねたところ、介護老人福祉施設では76.3%が「(旧) 厚生省による「特別養護老人ホーム・老人保健施設のサービス評価基準」」を使用している。

一方、介護老人保健施設では、「(旧) 厚生省による「特別養護老人ホーム・老人保健施設のサービス評価基準」」が51.1%、「全国老人保健施設協会による「介護老人保健施設サービス評価マニュアル」」が43.6%を占めている。

「(旧) 厚生省による「改訂新版 社会福祉施設運営指針 チェックリスト編」」は、介護老人福祉施設の12.9%が使用しているが、介護老人保健施設ではわずか1.1%（1施設）のみが使用している。

ほかに、介護老人福祉施設の17.7%、介護老人保健施設の13.8%は、「都道府県もしくは市区町村が作成した独自基準」を使用している。

図表 2-2-29 評価基準（複数回答）

